

# 再授与申請の方法

## 申請の手順

- 1 宮崎県ホームページから申請書類をダウンロードし印刷する。  
(1)「申請書類の選び方について」を見て、“授与申請”または“検定申請”のどちらに該当するかを確認する。  
(2) 該当の申請書類をダウンロードし、印刷・記入する。

- 2 必要書類をそろえて郵送で申請する。

### 【郵送先】

〒880-8502

宮崎市橘通東1丁目9番10号

宮崎県教育庁教職員課管理担当 宛て

## 提出書類の省略について

宮崎県内で授与された免許状の再授与申請を行う場合は、以下の書類の提出を省略することができます。ただし、「教育職員検定により取得した免許状」、または「宮崎県外で授与された免許状」の再授与申請を行う場合は、提出書類の省略はできません。

- ①卒業証明書 ②学力に関する証明書 ③介護等体験証明書

## Q&A

**Q1** 申請後、免許状発行までにどれくらいかかるのか？

**A1** 1か月程かかります。

**Q2** 宮崎県外で免許状を取得し、現在宮崎県に住んでいる。  
免許状の再授与申請は、どこにすればいいのか？

**A2** 免許状の授与（取得）申請は、教員として勤務中（予定）の方は勤務（予定）地の都道府県教育委員会、それ以外の方は住所地の都道府県教育委員会行うのが一般的です。

必ずしも失効した所免許状の授与権者と同じ都道府県教育委員会に申請する必要はありませんが、同じであれば申請書類を省略できることがあります。

**Q3** 講習を受講する必要があるのか？

**A3** 講習の受講は不要です。

**Q4** 免許状を複数所持しているが、申請書類や手数料はそれぞれに必要なか？

**A4** それぞれに必要です。

**Q5** 結婚等により、所持する免許状と現在の姓が異なるが再授与は可能か？ 書換えの申請をした方がよいか？

**A5** 再授与申請は可能です。また、免許状には申請時点の姓や本籍地を記載するため、書換えの申請は不要です。

# 申請書類の選び方について

取得したい免許状の根拠規定によって申請書類が異なります。根拠規定に合った申請書類を前ページからダウンロードし、必要書類を提出してください。根拠規定について御不明な場合は単位を修得した大学へおたずねください。

※ 再授与申請の場合も、当初その免許を授与された際の根拠規定に応じた申請書類を提出してください。



	区分	<u>根拠規定</u>	申請書類のダウンロード
1	大学卒業等による申請(小・中・高・特支)	免許法第5条別表第1	授与申請の場合へ
2	大学卒業等による申請(養護)	免許法第5条別表第2	
3	保健師資格取得による申請	免許法第5条別表第2のロ	
4	栄養士資格取得による申請	免許法第5条別表第2の2	
5	教員資格認定試験合格による申請	免許法第16条の2	
6	上級免許状の申請(幼・小・中・高)	免許法第6条別表第3	教育職員検定による申請の場合へ
7	上級免許状の申請(養護・栄養)	免許法第6条別表第6、6の2	
8	特別支援学校教諭免許状の申請(2種・上級免許状)	免許法第6条別表第7	
9	同校種他教科免許状の申請	免許法第6条別表第4	
10	隣接校種免許状の申請	免許法第6条別表第8	
11	実習免許状の申請	免許法第6条別表第5又は免許法附則第9項	
12	自立教科等	免許法施行規則第64条	
13	学校栄養職員での勤務経験と必要単位による申請	免許法附則第17項	